農協監査・事業利用実態調査

【75(110)百万円】

対策のポイント —

農協等が公認会計士監査へ移行した場合の負担を明らかにするための調査 や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を行います。

<背景/課題>

- ・農業協同組合法の平成27年改正法において、政府は、会計監査人監査への移行に関 し、農協等の実質的な負担が増加することがないよう配慮することとされています。
- ・また、この改正法において、政府は、**5年間調査を行った上で、准組合員の事業利 用に関する規制の在り方について、検討を加え、結論を得る**こととされています。

- 政策目標 -

- 〇農協等の公認会計士監査制度への円滑な移行
- ○准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を 得ること

<主な内容>

1. 農協等の監査費用に関する調査

61(96)百万円

監査法人等が農協等の事業内容等を調査し、実際の監査に要する人数、日数等 を見積もることにより、農協等が公認会計士監査を受ける場合の費用を試算する とともに監査費用を左右する要因等を分析します。

委託費 委託先:民間団体等

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査 15(15)百万円 准組合員の事業利用規制の在り方に関する2年目(5年間実施)の実態調査を 行います。

委託費

委託先:民間団体等

[お問い合わせ先:経営局協同組織課 (03-6744-2164)]